法第38条

匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第38条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

匿名加工情報を取り扱う場合（※1）には、当該匿名加工情報の作成の元となった個人情報の本人を識別する目的で、それぞれ次の行為を行ってはならない。

(1) 個人情報取扱事業者が自ら作成した匿名加工情報を取り扱う場合

・　自らが作成した匿名加工情報を、本人を識別するために他の情報（※2）と照合すること。

(2) 匿名加工情報取扱事業者が他者の作成した匿名加工情報を取り扱う場合

・　受領した匿名加工情報を、本人を識別するために他の情報（※2）と照合すること。

【識別行為に当たらない取扱いの事例】

事例1）複数の匿名加工情報を組み合わせて統計情報を作成すること。

事例2）匿名加工情報を個人と関係のない情報（例：気象情報、交通情報、金融商品等の取引高）とともに傾向を統計的に分析すること。

【識別行為に当たる取扱いの事例】

事例1）保有する個人情報と匿名加工情報について、共通する記述等を選別してこれらを照合すること。

事例2）自ら作成した匿名加工情報を、当該匿名加工情報の作成の元となった個人情報と照合すること。

（※1）匿名加工情報については、当該匿名加工情報の作成の元となった個人情報の本人を識別する目的のために他の情報と照合することが禁止されている。一方、個人情報として利用目的の範囲内で取り扱う場合に照合を禁止するものではない。

（※2）「他の情報」に限定はなく、本人を識別する目的をもって行う行為であれば、個人情報及び匿名加工情報全般と照合する行為が禁止される。また、具体的にどのような技術又は手法を用いて照合するかは問わない。

○復興庁告示第三十五号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十八年十月二十八日付けで認定した復興推進計画（岩沼市復興推進計画（認定番号宮城第六十三号））に係る指定金融機関を平成二十八年十一月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十八年十一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行

二　住所　東京都千代田区丸の内二丁目七番一号

○復興庁告示第三十六号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十八年十月二十八日付けで認定した復興推進計画（岩沼市復興推進計画（認定番号宮城第六十三号））に係る指定金融機関を平成二十八年十一月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十八年十一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社北陸銀行

二　住所　富山県富山市堤町通り一丁目二番二十六号

○復興庁告示第三十七号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十八年十月二十八日付けで認定した復興推進計画（岩沼市復興推進計画（認定番号宮城第六十三号））に係る指定金融機関を平成二十八年十一月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十八年十一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社商工組合中央金庫

二　住所　東京都中央区八重洲二丁目十番十七号

○復興庁告示第三十八号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十八年十月二十八日付けで認定した復興推進計画（岩沼市復興推進計画（認定番号宮城第六十三号））に係る指定金融機関を平成二十八年十一月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十八年十一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社仙台銀行

二　住所　宮城県仙台市青葉区一番町二丁目一番一号

○復興庁告示第三十九号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十八年十月二十八日付けで認定した復興推進計画（石巻市復興推進計画（認定番号宮城第六十五号））に係る指定金融機関を平成二十八年十一月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十八年十一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行

二　住所　東京都千代田区丸の内二丁目七番一号

○復興庁告示第四十号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十八年十月二十八日付けで認定した復興推進計画（塩竈市復興推進計画（認定番号宮城第六十六号））に係る指定金融機関を平成二十八年十一月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十八年十一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社日本政策投資銀行

二　住所　東京都千代田区大手町一丁目九番六号

○復興庁告示第四十一号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十八年十月二十八日付けで認定した復興推進計画（塩竈市復興推進計画（認定番号宮城第六十六号））に係る指定金融機関を平成二十八年十一月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十八年十一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社岩手銀行

二　住所　岩手県盛岡市中央通一丁目二番三号

○復興庁告示第四十二号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十八年十月二十八日付けで認定した復興推進計画（福島市復興推進計画（認定番号福島第七十二号））に係る指定金融機関を平成二十八年十一月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十八年十一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社東邦銀行

二　住所　福島県福島市大町三番二十五号

○復興庁告示第四十三号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十八年十月二十八日付けで認定した復興推進計画（福島市復興推進計画（認定番号福島第七十三号））に係る指定金融機関を平成二十八年十一月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十八年十一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社みずほ銀行

二　住所　東京都千代田区大手町一丁目五番五号

○復興庁告示第四十四号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十八年十月二十八日付けで認定した復興推進計画（泉崎村復興推進計画（認定番号福島第七十四号））に係る指定金融機関を平成二十八年十一月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十八年十一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社日本政策投資銀行

二　住所　東京都千代田区大手町一丁目九番六号

○復興庁告示第四十五号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十八年十月二十八日付けで認定した復興推進計画（泉崎村復興推進計画（認定番号福島第七十四号））に係る指定金融機関を平成二十八年十一月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十八年十一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社十六銀行

二　住所　岐阜県岐阜市神田町八丁目二十六番地